

別記

(補助対象事業)

事業の区分	事業の内容
定時制高校生等入職促進事業	県内定時制高校生・通信制高校生を含む若年未就業者を3ヵ月以上期間雇用し、働きながら技能や資格を取得するための講習・訓練を実施する事業
工業高校生等資格取得等支援講習会事業	県内工業高校生等を対象に、建設業への入職促進に繋がる資格取得等支援講習会を開催する事業
小中学生向け等建設業体験会事業	県内小中学生等にもものづくり体験の魅力を伝承するため小型建設機械等を使用した体験イベントの開催や体験イベントへ参加する事業
女子高校生と女性技術者との意見交換会事業	女性の建設業への入職を促進するため、建設業で働く女性から県内女子高校生に対して建設業の現状や魅力を発信する事業

(補助対象経費)

事業区分	補助対象経費
定時制高校生等入職促進事業	・賃金（通勤手当を含む）、社会保険料（事業主負担分）
工業高校生等資格取得等支援講習会事業	・講師謝金、講師等旅費、会場使用料、委託料、その他助成することが必要と認められる経費
小中学生向け等建設業体験会事業	・講師謝金、講師旅費、会場使用料、建設機械使用料、建設機械運搬費、バス借上料、その他助成することが必要と認められる経費
女子高校生と女性技術者との意見交換会事業	・講師謝金、講師旅費、会場使用料、広告料、バス借上料、その他助成することが必要と認められる経費

別 表 (第 2 条 関 係)

補 助 事 業 名	建設業若年者入職促進・人材育成事業補助	
補 助 事 業 の 目 的	若年者の確保に向けた取組や次の世代への技術継承に対する支援を実施することにより、建設産業の持続的な発展を図ることを目的とする。	
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	<p>・ 定時制高校生等入職促進事業</p> <p>別記に掲げる補助対象事業を実施する以下のいずれかの者</p> <p>(1) 建設業を営む中小企業者 (*)</p> <p>(2) 当該中小企業者が代表となる協力会社との共同体</p> <p>* 兵庫県内に本店を有し、当該補助申請時点において、建設業法第 3 条に基づく許可の取得が 5 年を超えている者</p> <p>* 資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社または個人</p>	<p>・ 工業高校生等資格取得等支援講習会事業</p> <p>・ 小中学生向け等建設業体験会事業</p> <p>・ 女子高校生と女性技術者との意見交換会事業</p> <p>別記に掲げる補助対象事業を実施する以下のいずれかの団体</p> <p>(1) 兵庫県建設産業団体連合会及び兵庫県建設産業団体連合会の会員団体</p> <p>(2) 建設業法第 27 条の 37 に規定する建設業者団体</p>
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	別記に掲げる対象事業及び経費	
補 助 率	1 / 2 以内	
補 助 金 の 額	<p>補助対象経費に補助率を乗じた額とし、1 人当たり 50 万円(1 企業当たり 1 人まで)を上限とする。</p> <p>ただし、1, 000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>補助対象経費に補助率を乗じた額で予算の範囲内とする。</p> <p>ただし、1, 000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
適 用 除 外 す る 条 項	_____	
そ の 他 の 事 項	_____	

別に定める事項

関係条項	内 容	
<p>第3条 (交付申請)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定時制高校生等入職促進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業高校生等資格取得等支援講習会事業</li> <li>・ 小中学生向け等建設業体験会事業</li> <li>・ 女子高校生と女性技術者との意見交換会事業</li> </ul>
	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業若年者入職促進・人材育成事業計画書 (別紙 1-1)</li> <li>・ 建設業許可通知書の写し</li> <li>・ 令和2年度納税証明書</li> </ul>	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業若年者入職促進・人材育成事業計画書 (別紙 1-2)</li> <li>・ 団体規約</li> <li>・ 構成員名簿</li> </ul>
	<p>(指定期日) 知事が別に指示する日</p>	
<p>第7条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助事業に要する経費配分のうち、別記の事業区分相互間におけるいずれか少ない方の額の30%以内の変更</p>	
	<p>(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合</p>	
	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業若年者入職促進・人材育成事業変更計画書 (別紙 2-1)</li> </ul>	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業若年者入職促進・人材育成事業変更計画書 (別紙 2-2)</li> </ul>
	<p>(指定期日) 変更交付申請を行う事由の発生後、速やかに</p>	
<p>第9条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項等)</p>	
<p>第11条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業若年者入職促進・人材育成事業実績報告書 (別紙 3-1)</li> <li>・ 補助事業の実施を証する書類 (雇用契約書、出勤簿 等)</li> <li>・ 補助事業の実施に要した経費の支出を証する書類 (口座振込書の写し 等)</li> </ul>	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業若年者入職促進・人材育成事業実績報告書 (別紙 3-2)</li> <li>・ 補助事業の実施を証する書類 (講習会等の資料 等)</li> <li>・ 補助事業の実施に要した経費の支出を証する書類 (講習会等の請求書、領収書、口座振込書の写し 等)</li> </ul>
	<p>(指定期日) 事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日</p>	
<p>第19条第1項 (財産の処分制限)</p>	<p>(処分制限時間)</p>	